

#### 4 松本市介護保険派遣相談員事業の実施状況について

- (1) 事業名 松本市介護保険派遣相談員事業  
(2) 法令 要綱で設置 (H12.9)  
(3) 相談員数 29人  
(4) 選出方法 松本市介護保険相談員の中から、行政区域を単位として各1名を地区から推薦  
(5) 任期 平成15年3月31日まで (3カ年)  
(6) 協力施設 通所系施設 14施設、入所系施設 7施設

##### 【内訳】

|          |      |
|----------|------|
| 通所介護施設   | 11施設 |
| 通所リハビリ施設 | 3施設  |
| 介護老人福祉施設 | 4施設  |
| 介護老人保健施設 | 3施設  |

- (7) 実施時期 平成12年10月から実施  
(8) 活動方針 当面は施設に慣れることや、利用者と顔見知りになることを目標に活動を始め、利用者や施設職員との信頼関係の構築に努めます。  
(9) 派遣方法 複数により、あらかじめ決められた施設を月2～3回定期的に訪問します。訪問する施設は、当分の間、固定しますが、今後派遣方法について相談員と協議します。  
(10) 活動報告 相談員から『活動報告書』を、施設からは『訪問記録』を事務局へ定期的に提出していただきます。  
(11) 連絡会 派遣相談員全体による連絡会のほか、施設別等の会議も随時開催しつつ、相談技法の向上や対応方法の検討を進め、相談員の資質向上に努めます。  
(12) その他 松本市に設置されている特別養護老人ホーム「やまびこの里」(広域圏公立組合運営)では、施設の発案で、H11.4から3名のコーディネーターを委嘱。定期的な訪問活動を通じた第三者評価を施設運営に役立てています。その後、組合が運営する施設では、こうした活動が広がってきています。

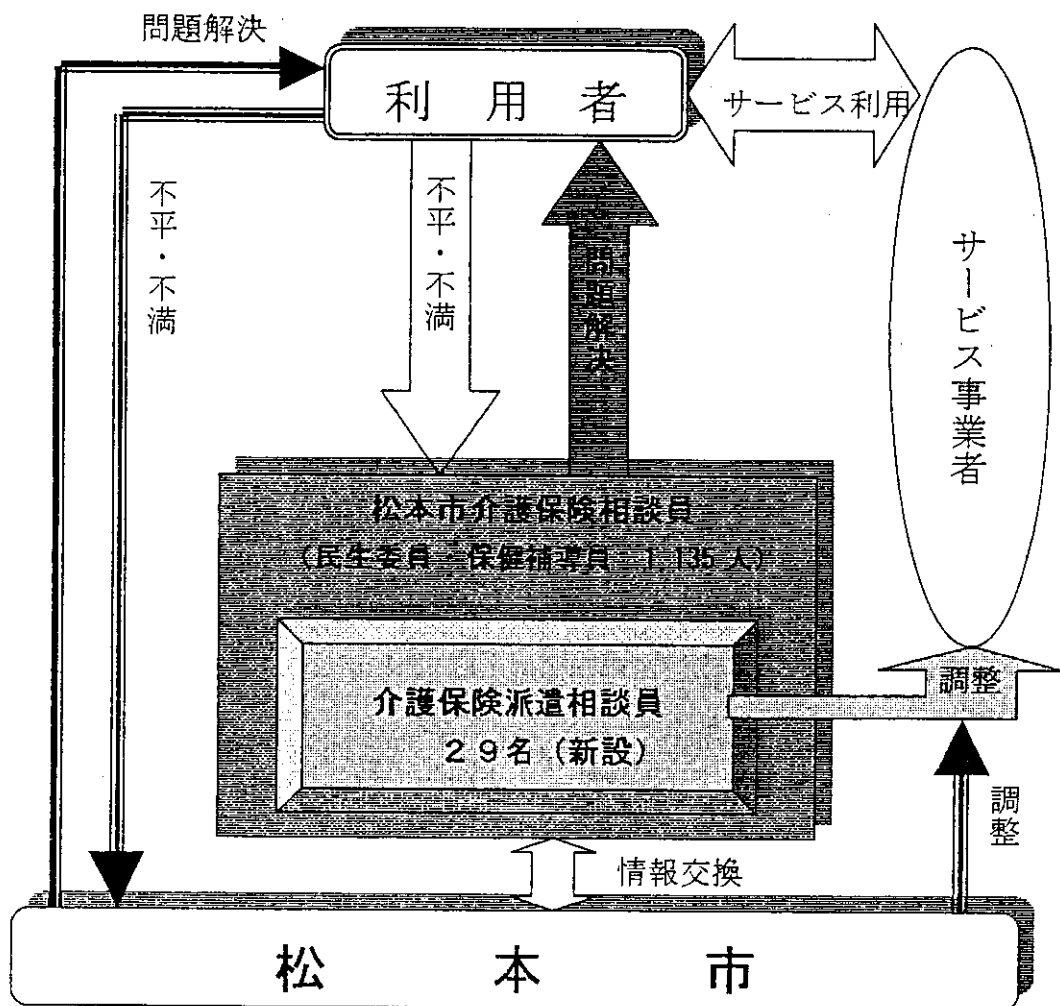


## 松本市介護保険 相談・苦情処理システム

質の高い介護保険事業運営のため、次の二つの事業をおこないます。

- 1 民生委員・保健補導員の全員で構成する介護保険相談員を設置し、身近な地域で気軽に相談できるネットワークをつくります。
- 2 研修を受けた派遣相談員が、通所施設、入所施設を訪問し、日頃生じる不平、不満を聞き取って、事業者との調整を行い、苦情に至る事態を未然に防止します。

概念図（H12 国のモデル事業として創設）



## 担 当 施 設

| 施 設 名         | 施 設 内 容          | 派遣相談員氏名 |        |
|---------------|------------------|---------|--------|
|               |                  |         |        |
| 真寿園           | 特別養護老人ホーム・デイサービス | 田中 宏子   | 手塚 久子  |
| うつくしの里        | 特別養護老人ホーム・デイサービス | 有賀 幸利   | 大澤 俊郎  |
| やまびこの里        | 特別養護老人ホーム・デイサービス | 小原 芳人   | 新田 整子  |
| 浅間つつじ荘        | 特別養護老人ホーム        | 平林 孝子   | 木村 律子  |
| 寿の里           | 老人保健施設・デイケア      | 山口 めぐみ  | 中野 民子  |
| ローズガーデン       | 老人保健施設・デイケア      | 中島 せつ   | 須山 美智子 |
| 城山老人保健施設      | 老人保健施設・デイケア      | 百瀬 良子   | 山崎 節子  |
| 城山デイサービスセンター  | デイサービス           | 小穴 由子   |        |
| 島内デイサービスセンター  | デイサービス           | 川船 哲朗   | 丸山 匡子  |
| 島立デイサービスセンター  | デイサービス           | 田中 久美   | 清水 多喜夫 |
| 田川デイサービスセンター  | デイサービス           | 浅輪 靖子   | 赤羽 時江  |
| 東部デイサービスセンター  | デイサービス           | 鈴木 利枝子  | 佐々木剛正  |
| 北部デイサービスセンター  | デイサービス           | 佐藤 洌    | 三浦 弘義  |
| 芳川デイサービスセンター  | デイサービス           | 古林 隆士   | 金井 洋子  |
| 蟻ヶ崎デイサービスセンター | デイサービス           | 矢島 勝弘   | 宮島 昭男  |

# 松本市介護保険派遣相談員活動報告書

年 月分の活動状況を次のとおり報告します。

(あて先) 松本市長

介護保険派遣相談員氏名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

| 月 日 | 活動状況及び特記事項 | 備考 |
|-----|------------|----|
|     |            |    |
|     |            |    |
|     |            |    |

# 松本市介護保険派遣相談員訪問記録

年 月分

---

松本市介護保険派遣相談員の訪問状況は次のとおりです。

施設名

---

施設長

印

---

訪問日

|   |   |
|---|---|
| 月 | 日 |
| 月 | 日 |
| 月 | 日 |
| 月 | 日 |

介護保険サービス未利用者台帳

地区名： 城東

| 介護度 | 被保険者番号 | 氏名 | 住所 | 家族構成      | 現在の状況 | 医療系サービス                 |
|-----|--------|----|----|-----------|-------|-------------------------|
| 1   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 隣家に長女様(医師)あり、介護         |
| 1   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 同居の長女(日中留守)市内に女が介護      |
| 1   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | H13.3月死亡を予定             |
| 2   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 市のリハビリ教室利用、             |
| 1   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 退院予定 不明                 |
| 1   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 元学により必要なし、飛行機予約なし       |
| 2   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 12月ホプテ予定                |
| 3   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 難病のため医療の訪問者利用           |
| 1   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 本人に抵抗あり、当面同居の家族介護       |
| 3   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 長男介護、体調前にしてはいる、利用予定あり   |
| 1   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 今更により必要なし、自給できる         |
| 4   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 10/14死亡                 |
| 5   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 12/8死亡                  |
| 4   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | H18より(医療)利用             |
| 支   |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 | 変更申請中、H18.1〜在宅予定<br>死後葬 |
|     |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 |                         |
|     |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 |                         |
|     |        |    |    | 独居・老々・その他 | 在宅・入院 |                         |

# 市町村介護相談員派遣事業の 実施状況報告

事例報告：福岡県大野城市

健康福祉部介護サービス課課長  
鬼塚春光



## 大野城市の紹介

### 1 位置・地勢

大野城市は、福岡市の南約10kmに位置しています。市域は東西約6km、南北約8.5kmで面積は26.88km<sup>2</sup>。市の中心部は約1kmしかなく、ひょうたん型をしています。東北部に四王寺山、南部には背振山地の牛頸山を中心とする小連山があり、東部は太宰府市に接しており、都市部としては貴重な緑がまだまだ残されています。中心部は平坦で市域の50%を占め、そこでは牛頸川と御笠川が合流し、やがて博多湾へ注いでいます。

市域内には九州の交通動脈である国道3号、JR九州の鹿児島本線、西鉄大牟田線などが南北に貫通するとともに、九州縦貫自動車道の太宰府インターチェンジと福岡空港にも近接していることから、福岡都市圏で最も交通の便に恵まれた地域となっています。

### 2 市の概要

「大野城」の名称は、白村江の戦いで大敗を喫した日本が、太宰府防衛のために、天智4年(665)に大野山(今の四王寺山)に築いたわが国最古の朝鮮式山城「大野城」に由来しています。

以来、博多(那の津)と太宰府を結ぶ交通の要地として繁栄しました。

現在市域が一つの自治体として発足したのは、明治22年の町村制の施行による大野村の誕生で、当時の人口は、3,855人でした。その後、昭和25年に町制を施行し大野町となり、このころから人口の流入が始まりました。この傾向は昭和30年代の後半から強まり、人口の急増が続きます。このような中で、昭和47年4月に市制を施行し、平成14年4月には市制30周年を迎えるなど、現在では人口約89,000人、県下7番目の人口を有し、高齢化率は約11%で県下に3番目に若い都市となっています。

### 3 まちづくりの基本方針

大野城市は、魅力あふれるまちづくり(アメニティ)、安全で機能的なまちづくり(セーフティ)、人間味豊かなまちづくり(ヒューマニティ)、交流ではばたくまちづくり(フレンドリー)の4つをキーワードとしたまちづくりを進めています。

このような基本理念のもと、大野城市が目標とするまちづくりのテーマと将来都市像を次のように定め、市民と行政が一体となって目標の実現を目指します。

《大野城市のまちづくりのテーマ》  
「やさしさ」と「ふれあい」のコミュニティ都市  
人と街と緑の共生

「やさしさ」と「ふれあい」のコミュニティ都市とは、「やさしさ」と「ふれあい」の心を通じて、「人」(市民)と「街」(都市空間)と「緑」(自然環境)が調和・共生する、人間尊重、市民主導の理想的なコミュニティ都市を目指すものです。

## 介護保険施行後の状況について

※本資料は、平成12年10月時点で把握できるデータをもとに作成しています。

### 要介護認定の状況について

人口 89,066人

第一号被保険者数 10,129人

要介護認定者数 1,156人(1号1,117人・2号39人)

※ 第一号被保険者数に占める一号認定者の割合 11.07%

### 要介護認定者数内訳

|          | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計    |
|----------|-----|------|------|------|------|------|------|
| 第1号被保険者数 | 160 | 287  | 216  | 155  | 160  | 139  | 1117 |
| 第2号被保険者数 | 0   | 11   | 12   | 7    | 4    | 5    | 39   |
| 計        | 160 | 298  | 228  | 162  | 164  | 144  | 1156 |

### サービスの利用状況について

認定を受けた方のうち、実際に介護保険のサービスを利用している方の割合

|                 | 要支援   | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  | 計     |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定者数            | 160   | 298   | 228   | 162   | 164   | 144   | 1156  |
| 在宅サービス利用者数      | 130   | 177   | 103   | 54    | 32    | 24    | 520   |
| 施設サービス利用者数(特養)  | 3     | 10    | 18    | 21    | 31    | 19    | 102   |
| 施設サービス利用者数(老健)  | 0     | 20    | 28    | 19    | 19    | 12    | 98    |
| 施設サービス利用者数(療養型) | 0     | 9     | 20    | 27    | 65    | 72    | 193   |
| 施設利用者数計         | 3     | 39    | 66    | 67    | 115   | 103   | 393   |
| サービス利用者数計       | 133   | 216   | 169   | 121   | 147   | 127   | 913   |
| 割合              | 83.1% | 72.5% | 74.1% | 74.7% | 89.6% | 88.2% | 79.0% |

### 実際に介護保険のサービスを利用している方の在宅・施設の割合

|            | 要支援   | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  | 計     |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス利用者数計  | 133   | 216   | 169   | 121   | 147   | 127   | 913   |
| 在宅サービス利用者数 | 130   | 177   | 103   | 54    | 32    | 24    | 520   |
| 施設利用者数計    | 3     | 39    | 66    | 67    | 115   | 103   | 393   |
| 在宅利用割合     | 97.7% | 81.9% | 60.9% | 44.6% | 21.8% | 18.9% | 57.0% |
| 施設利用割合     | 2.3%  | 18.1% | 39.1% | 55.4% | 78.2% | 81.1% | 43.0% |

### 在宅サービス(訪問通所系)を利用されている方の区分支給限度基準額に対する利用実績率

| 区分    | 要支援   | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  | 平均    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用実績率 | 54.3% | 37.6% | 45.9% | 45.9% | 42.4% | 36.5% | 42.2% |



大野城市介護サービス相談委員設置要綱

平成12年5月23日  
要 綱 第17号

(目 的)

第1条 この要綱は、介護保険制度の充足に伴い、その制度を広く市民に周知するとともに、市民の身近な所で介護保険制度及び介護保険給付の相談や苦情に対応するため、大野城市介護サービス相談委員（以下「相談委員」という。）を設置し、もって介護保険への理解を深めることを目的とする。

(選 任)

第2条 相談委員は、介護保険制度に精通し、地域の保健福祉関係の経験及び活動歴を有する者の中から、市長が選任し委嘱する。

(身 分)

第3条 相談委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職とする。

(定数及び任期)

第4条 相談委員の定数は、当分の間5人とし、その任期は1年とする。ただし、次期以降の任期は2年とする。

2 相談委員の再委嘱はこれを妨げない。ただし、3期を越えることはできない。

3 市長は、相談委員が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該相談委員の委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行ができなくなつたとき。
- (2) 大野城市の区域外へ転出したとき。
- (3) その他市長が相談委員としての適格性を欠くと認められたとき。

(職 務)

第5条 相談委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 市民への介護保険制度の普及及び啓蒙に関すること。
- (2) 市民からの介護保険制度及び介護保険給付等に関する苦情及び相談に応じること。ただし、不服審査請求中のもの及び係争中のものは除く。
- (3) 市民からの苦情及び相談事項の処理それらに関する市への提案、意見具申等を行うこと。
- (4) 自己の発意による市への提案、意見具申等を行うこと。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項。

(相談委員の守秘義務)

第6条 相談委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(相談委員の報酬等)

第7条 市長は、予算の範囲内において相談委員に対して報酬を支給するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において相談委員に対して調査、研究及び研修の費用として補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成12年5月23日から施行する。

大野城市介護サービス相談委員名簿

| 担当地域     | 性別・年齢  | 経歴等   |
|----------|--------|---|
| 南コミュニティ  | 65歳・女性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、福祉介護関係ボランティア</li> <li>・元民生委員</li> </ul>  |
| 中央コミュニティ | 68歳・女性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉ボランティア指導者</li> <li>・元市社会福祉協議会職員</li> <li>・現民生委員</li> </ul>                              |
| 北コミュニティ  | 78歳・女性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・元小学校教員</li> <li>・元市家庭児童相談員・少年相談員</li> <li>・地域自治会役員</li> <li>・元民生委員</li> </ul>               |
| 東コミュニティ  | 53歳・女性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ボランティア</li> <li>・市社会福祉協議会福祉委員（ボランティア）</li> </ul>  |
| 全市域      | 68歳・男性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・元小学校教員、校長</li> <li>・元市教育委員、教育委員長（職務代理者）</li> <li>・地域自治会役員</li> <li>・地域活動ボランティア役員</li> </ul> |

## 介護サービス相談カード

1. 電話      2. 自宅      3. 訪問      4. その他 (                      )

|          |  |
|----------|--|
| 相談<br>月日 | 月            日 (            )            :            ~            :            (            分 ) |
| 相談者      | ・本人                      ・家族                      ・その他 (                      )<br>氏名、住所、電話等     |
| 相談<br>内容 |  |
| 指導<br>内容 |  |
| 事後<br>処理 | 相談委員氏名 (                      )  |

大野城市  
介護サービス相談委員 活動状況(概況)

| 月日         | 項目              | 内容   |
|------------|-----------------|--|
| 5月23日      | 介護サービス相談委員委嘱状交付 | ・市長より委嘱状交付<br>・介護保険の現状報告<br>・要介護認定審査会について(機関の共同設置について)                   |
| 6月28日      | 定例会             | ・相談内容の事例報告(事例研修)<br>・介護保険制度について(研修)                                      |
| 7月28日      | 定例会             | ・相談内容事例報告・事例研究<br>・認定調査について(研修)<br>・市の福祉施策について(介護保険非該当者・介護保険のサービスが足りない方) |
| 8月25日      | 定例会             | ・相談内容事例報告・事例研究<br>・要介護認定の申請及び変更申請について<br>・ビデオ鑑賞(痴呆なんか恐くない)               |
| 9月22日      | 定例会             | ・第1号被保険者の保険料について(研修)<br>・保険料決定通知・納入通知について(研修)                            |
| 10月9日～12日  | 研修会             | ・介護相談委員養成研修受講(於 福岡市)<br>(さわやか財団)   |
| 10月26日～27日 | 先進地視察(1泊2日)     | ・東京都町田市<br>・湘南福祉ネットワーク   |
| 11月1日      | 施設訪問            | ・介護老人保健施設「カトレア」<br>・入所者・職員とのふれあい<br>・施設の特徴を知る                            |
| 11月8日      | 施設訪問            | ・介護老人福祉施設「悠生園」<br>・入所者・職員とのふれあい<br>・施設の特徴を知る                             |
| 11月15日     | 研修会             | ・介護相談委員 後期フォローアップ研修受講(於 福岡市)   |
| 11月24日     | 定例会             | ・事例報告<br>・更新申請について<br>・相談委員としての今後の取り組み方についての協議                           |
| 12月6日      | 施設訪問<br>定例会     | ・痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)「我楽」<br>・入所者・職員とのふれあい<br>・施設の特徴を知る                  |
| 1月26日      | 施設訪問<br>定例会     | ・事例報告・介護老人福祉施設「かすがの郷」「ケアハウス」<br>・入所者・職員とのふれあい<br>・施設の特徴を知る               |